

速報

障教部ニュース 6

2021.9.27[全教障教部 村田]

2021年9月24日

「特別支援学校設置基準」制定される！

10余年にも渡る、特別支援学校の劣悪な教育環境の改善を求める
父母、保護者、教職員、関係団体、教育研究者、議員らの
地道でねばり強い運動が、1つの省令を誕生させました！

1606件の「パブリックコメント」が生み出した改善点

制定された「特別支援学校の設置基準」には私たちが求めてきた、児童・生徒数の上限規定、備えるべき特別教室などの施設の明記、通学時間の上限規定、既存校への速やかな適用などについては定められませんでした。特別支援学校の教育環境の改善という制定の趣旨に照らして実効ある基準とするためには、定める規定があまりに不十分な設置基準といえます。

しかしその一方で、制定された省令『特別支援学校設置基準』および、制定に伴って出された「特別支援学校設置基準の公布等について(通知)」(以下、「通知」)「パブリックコメントの結果について」(以下、「パブコメ結果」)を見ると、5月26日に公表された文科省の「特別支援学校の設置基準(案)」に対して、1か月間のパブリックコメント募集期間で、私たちが寄せたたくさんの意見・要望を反映して、(案)の数か所が変更されて制定されたことがわかります。今回は国の(案)の改善されたポイントをまとめました。職場や分会で広めて、私たちのパブコメ等のとりくみの成果を共有してください。

1, 学科の種類

→昭和41年制定の省令で定めた学科だけでなく、教育や社会の変化、学校や地域の実態に即した学科の設置を求めた。

👉→基準にある学科以外にも「専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」も追加されました。(第4条)

2, 一学級の幼児、児童又は生徒の数

→重複障害学級の児童・生徒の実態を詳細に伝え、体制の充実を求めた。

👉→「重複障害学級は単一障害の幼児、児童又は生徒より手厚い支援を要する場合が多く見られます」という文科省の見解を記述させることができた。(「パブコメ結果」2頁)

3, 学級の編制について

ア 幼稚部の学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別な事情があるときは、数学年の幼児、児童又は生徒を一学級に編制することができることとする。

→ただし書き部分の削除を求めた。

👉 →「数学年の幼児、児童又は生徒を一学級に編制することができる」というただし書き部分が削除され、「特別の事情がある場合を除いては」が冒頭についた。(第6条)

イ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の学級は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する 幼児、児童又は生徒で編制することができることとする。

→ただし書き部分の削除を求めた。

👉 →ただし書き部分が完全に削除された。(第6条2項)

4, 教諭等の数について

iv) 養護教諭

→養護教諭を必置とすることを求めた。

👉 →基準の中では「必置」という規定にはならなかったが「幼児、児童及び生徒の数等に応じ」という文言が追加され、子どもの数によって配置数も複数かされることを含むことが強調され、さらに「通知」7頁には、「特別支援学校における養護教諭等の職務内容の重要性を鑑み、可能な限り全ての特別支援学校に相当数の養護教諭等を置くこと」と記述させた。(第8条)

5, 寄宿舎について

→寄宿舎の設置についても設置基準に規定することを求めた。

👉 →設置基準に寄宿舎の設置については規定されなかったが、「学校教育法等に基づき適切に対応すべきもの」とあらためて文科省の見解を記述させることができた。(「パブコメ結果」6頁)

6, 財政上の措置

→学校設置に関わる国庫補助率の引き上げを求めた。

👉 →「今後の執務の参考とさせていただきます」と記述された。(「パブコメ結果」8頁) さらに9月24日に行われた文科大臣の定例会見の中でも、国庫補助率の引き上げは言及されている。

7, 既存校の「特別支援学校における教室不足の解消について」

→既存校の教室不足を解消するために、「附則」に各自治体ごとの「特別支援教育環境整備計画」の策定や、期限を決めた計画遂行について明記することを求めた。

👉 →「通知」の中で「特別支援学校における教室不足の解消について」という項立てがされ、各自治体等に教室不足解消のための「集中取組計画」の策定を令和3年度末の期限で行うことや、その「集中取組計画」の着実な実施の要請が記述された。

萩生田文部科学大臣 定例会見 9月24日

本日、在籍者数の増加により、慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点等から、特別支援学校設置基準の制定をいたしました。

本設置基準は、省内の有識者会議や中央教育審議会特別部会における議論を踏まえ、鯉淵政務官のもとに設置したタスクフォースにおいて検討を続けてまいりまして、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう弾力的かつ大綱的な規定とすることを基本方針としています。

文科省としては本設置基準の趣旨の周知徹底を図るとともに、特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業への国庫補助率の引き上げなどを通じて、引き続き、教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための自治体による計画の策定を促してまいりたいと思います。

引き続き、「特別支援学校の実効ある設置基準の策定を求める請願署名」のとりくみがますます重要になります。次回は、「特別支援学校設置基準」の問題点、欠落している要件などについてまとめます。